

真鶴町
自殺対策計画

2024年（令和6年）3月

真鶴町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2

第2章 真鶴町の現状

1. 統計データに見る現状	3
(1) 自殺者数（住所地）	3
(2) 自殺死亡率（住所地）	4
(3) 自殺者数（発見地）	5
(4) 自殺死亡率（発見地）	6
2. アンケート調査に見る現状	7
(1) 調査概要	7
(2) 調査結果抜粋	8
3. 自殺対策の課題と方向性	18

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	19
2. 計画の数値目標	19
3. 施策の体系	20

第4章 自殺対策の取組み

1. 基本施策	21
(1) 町内におけるネットワークの強化	21
(2) 自殺対策を支える人材の育成	22
(3) 町民への周知と啓発	23
(4) 生きることの促進要因への支援	24
(5) いのちの教育の推進	25
(6) 児童生徒のS O Sの出し方に関する教育	26
2. 重点施策	27
(1) 子ども・若者	27
(2) 高齢者	28
(3) 生活困窮者	30
(4) 勤務・経営	31
3. 生きる支援関連施策	33

第5章 自殺対策の推進体制

1. 自殺対策を推進する体制	34
(1) 庁内の連携	34
(2) 関係機関等との連携	34
2. 計画の評価・検証	34

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では、2006年（平成18年）に自殺対策基本法を制定し、2007年（平成19年）には自殺対策の指針を定めた自殺総合対策大綱を策定して、自殺対策を推進してきました。その結果、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として認識されるようになり、自殺者数は2010年（平成22年）以降7年連続で減少し、2015年（平成27年）には1998年（平成10年）の急増前以来の水準となりました。このように自殺者数は減少傾向にありますが、人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は先進7か国で最も高い状況にあります。

このような中で、国においては、2016年（平成28年）に自殺対策基本法を改正し、2017年（平成29年）には自殺総合対策大綱が見直され、令和4年10月に新たな大綱が閣議決定されました。この新たな大綱では、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどを受けて、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援強化」や「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」を今後5年の間で取り組むべき施策として新たに位置づけました。また、2016年（平成28年）に改正された自殺対策基本法においては、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を策定するものとされ、国・県・市町村が連携して自殺対策を推進することが求められています。

神奈川県においては、2006年（平成18年）に自殺対策に係る庁内会議を設置し、2007年（平成19年）に様々な分野の関係機関・団体により構成される「かながわ自殺対策会議」を政令指定都市と共同で設置、2011年（平成23年）には「かながわ自殺総合対策指針」を、2018年（平成30年）3月には自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、「かながわ自殺対策計画（第1期）」を策定し、地域の多様な機関・団体等との連携・協力を確保しつつ、県民一人ひとりが主体となってより組めるよう働きかけ、自殺対策を推進してきました。その結果、令和元年は、1,076人と平成10年以降で最少となりました。しかし、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年には1,269人に増加し、令和3年には再び減少したものの、1,222人の方が自殺で亡くなりました。近年では、女性や子ども・若者の自殺者の増加がみられ、懸念されるところとなっており、引き続き自殺者0に向けた取り組みとして、2023年（令和5年）3月には「かながわ自殺対策計画（第2期）」を改定いたしました。

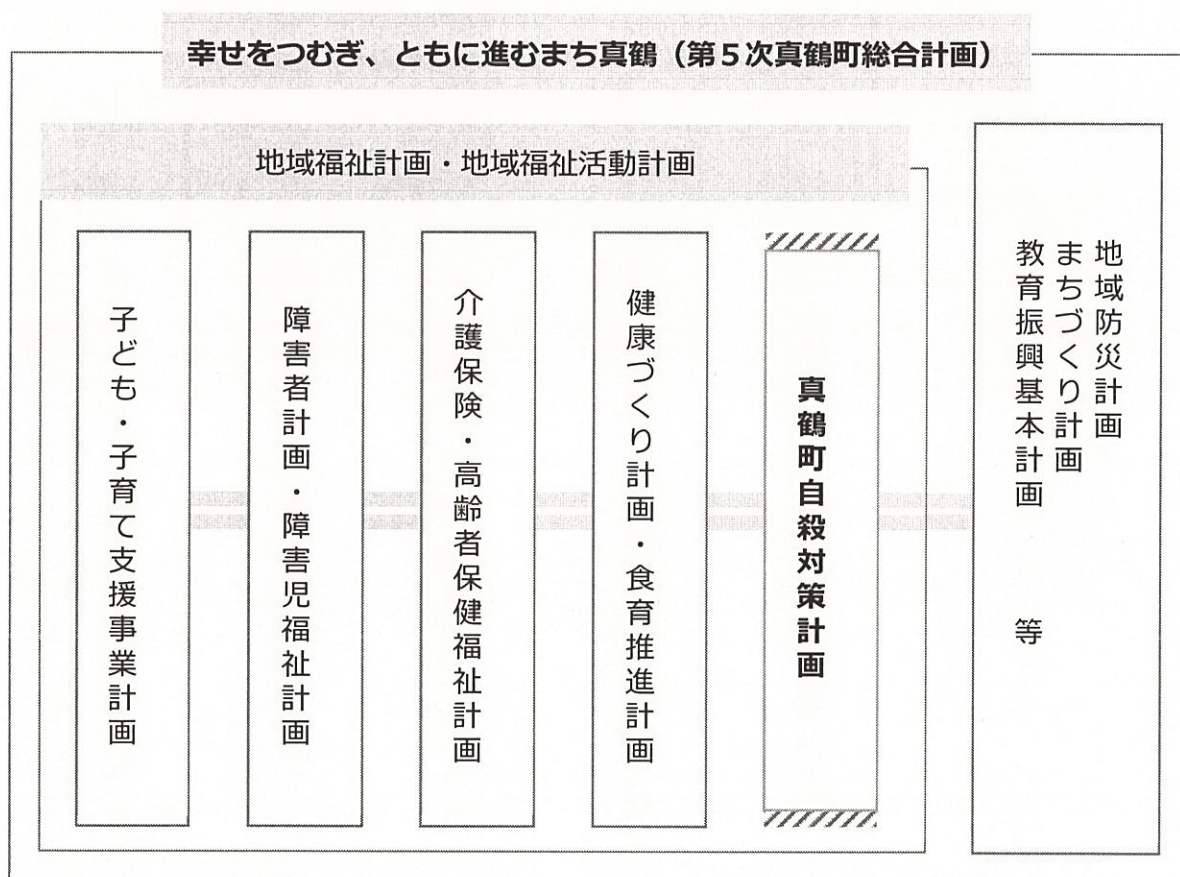
このような国や県の動向を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すために、「誰も自殺に追い込まれることのない真鶴町の実現」を基本理念とし、引き続き、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間を計画期間とした真鶴町自殺対策計画を策定します。本計画に基づいた自殺対策に関する施策展開を効果的に展開していくことで、誰も自殺に追い込まれることのない社会を町一体となって推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める市町村自殺対策計画として位置づけられ、真鶴町における自殺対策に関する施策の方向性の総合的な指針となるものです。

なお、策定にあたっては、2022年（令和4年）に見直された自殺総合対策大綱の方針や、県のかながわ自殺対策計画との整合性に配慮し策定します。

また、第4次真鶴町総合計画を上位計画とし、各種個別・分野別計画と連携を図りながら推進していきます。



3. 計画の期間

自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すとされていることを踏まえ、本計画の期間は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

なお、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の改正、その他社会情勢の変化等が生じた場合は、適宜必要な見直しを行うこととします。

第2章 真鶴町の現状

1. 統計データに見る現状

(1) 自殺者数（住所地）

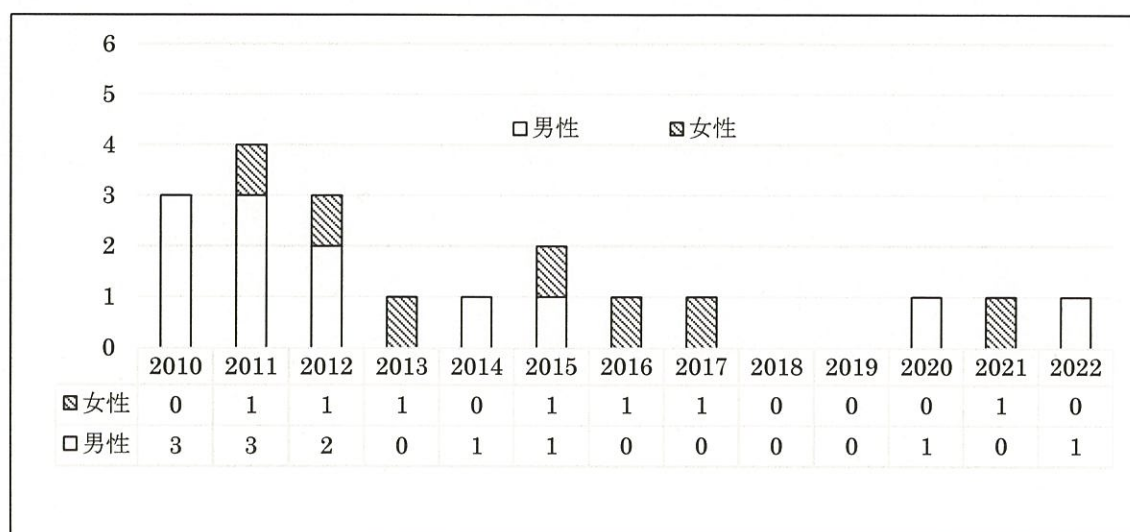
真鶴町に住所を有していた自殺者は、過去13年間は年間5人以下で推移し、2022年（令和4年）は1人となっています。

（人）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
男性	3	3	2	0	1	1	0	0
女性	0	1	1	1	0	1	1	1
合計	3	4	3	1	1	2	1	1

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
男性	0	0	1	0	1
女性	0	0	0	1	0
合計	0	0	1	1	1

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(2) 自殺死亡率（住所地）

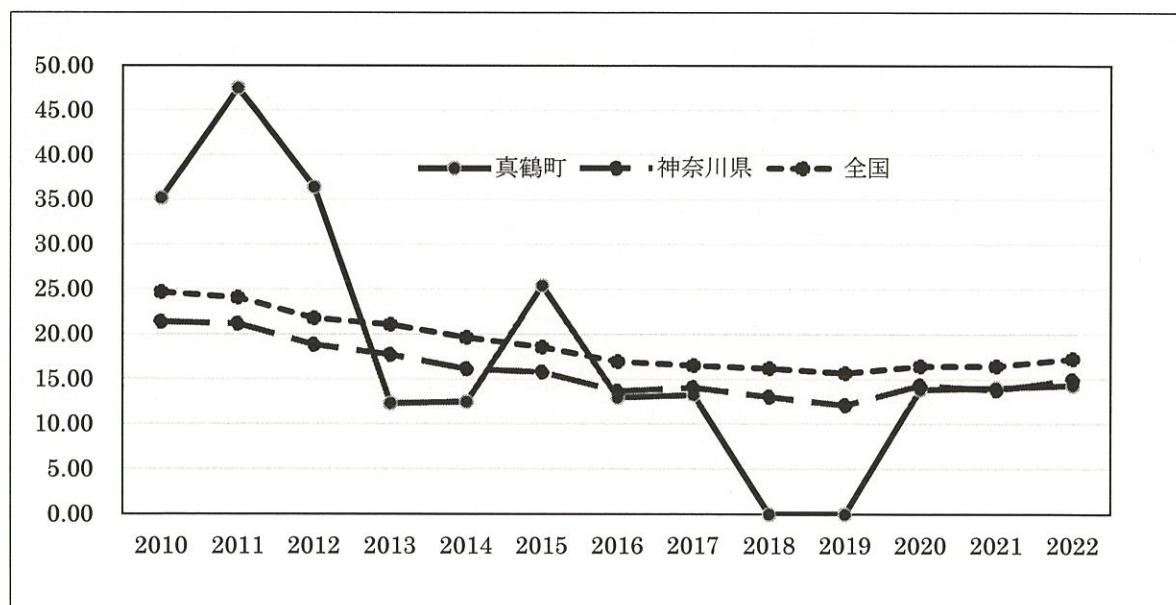
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、増減を繰り返していますが、2022年（令和4年）は14.32と、全国及び神奈川県を下回っています。

（人口10万対）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
真鶴町	35.19	47.51	36.40	12.34	12.49	25.37	12.97	13.25
神奈川県	21.35	21.13	18.79	17.70	16.13	15.77	13.66	14.05
全国	24.66	24.06	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
真鶴町	—	—	13.88	14.05	14.32
神奈川県	13.02	12.08	14.30	13.80	14.89
全国	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(3) 自殺者数（発見地）

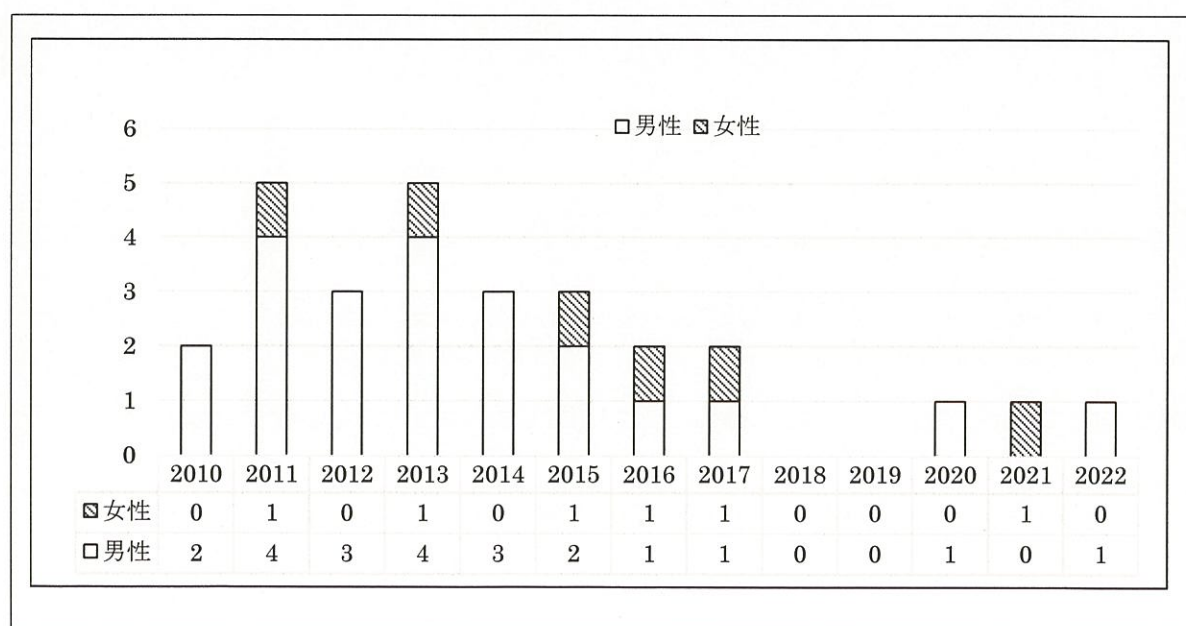
真鶴町内で発見された自殺者は、過去13年間は年間5人以下で推移し、2022年（令和4年）は1人となっています。

（人）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
男性	2	4	3	4	3	2	1	1
女性	0	1	0	1	0	1	1	1
合計	2	5	3	5	3	3	2	2

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
男性	0	0	1	0	1
女性	0	0	0	1	0
合計	0	0	1	1	1

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(4) 自殺死亡率（発見地）

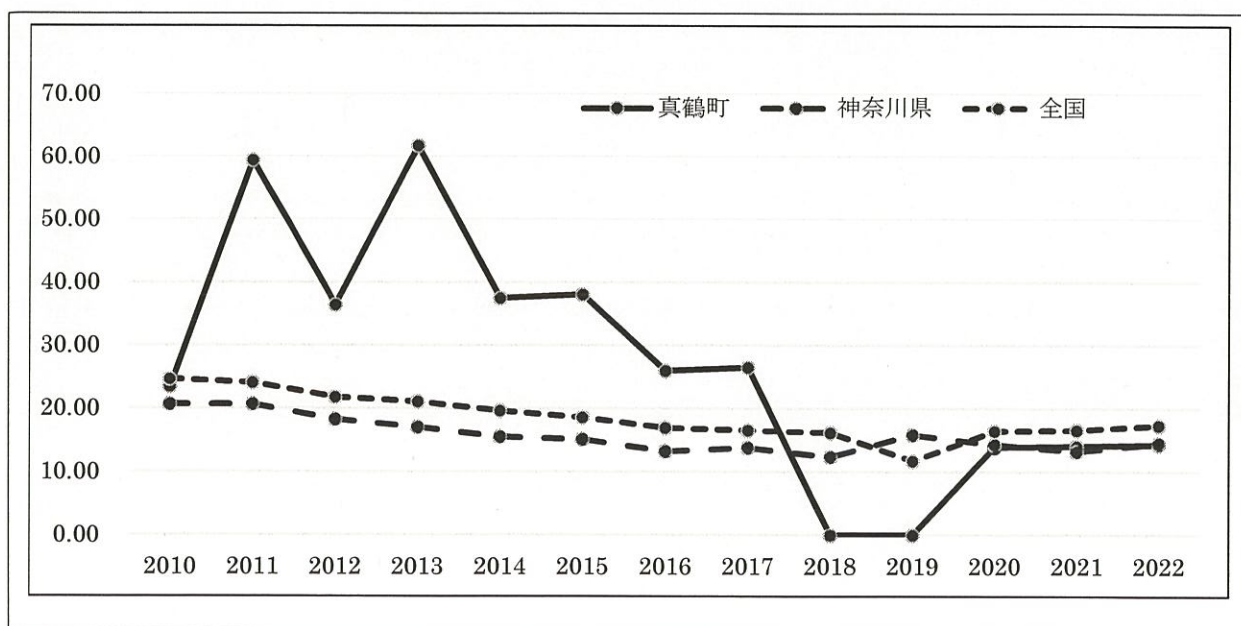
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、増減を繰り返していますが、2022年（令和4年）は14.32と、全国及び神奈川県を下回っています。

（人口10万対）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
真鶴町	23.46	59.39	36.40	61.72	37.48	38.06	25.95	26.50
神奈川県	20.65	20.65	18.29	17.07	15.54	15.10	13.22	13.81
全国	24.66	24.06	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
真鶴町	—	—	13.88	14.05	14.32
神奈川県	12.36	15.83	14.30	13.25	14.51
全国	16.18	11.71	16.44	16.59	17.38

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

2. アンケート調査に見る現状

(1) 調査概要

①調査設計

調査対象	真鶴町在住の18歳以上の男女
調査方法	郵送配布・郵送回収
抽出方法	無作為抽出
調査期間	1月5日（金）～1月31日（水）

②回収結果

発送数	1,000件
回収数	428件
回収率	42.8%
有効回収数	378件 ※回収数から白票などの無効票を除いた数
有効回収率	88.5%

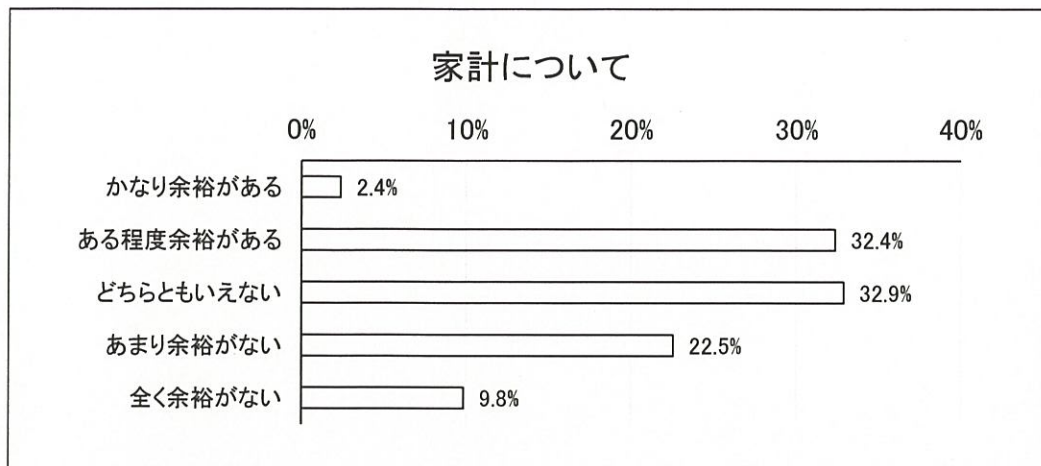
③調査結果を見る際の注意点

- ・ n は各設問の回答者数（回答者母数）を示しています。
- ・ 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率で示しています。
- ・ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、回答比率の合計が100%にならないことがあります。
- ・ 1つの質問に2つ以上答えられる複数回答可能な質問では、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査結果抜粋

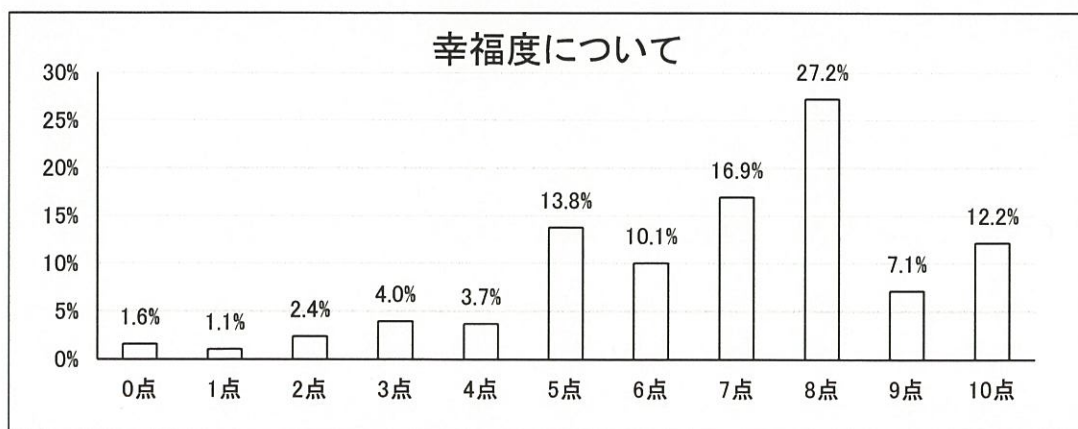
問 ご家庭の家計の余裕はどの程度あるか教えてください。

(○は1つ)



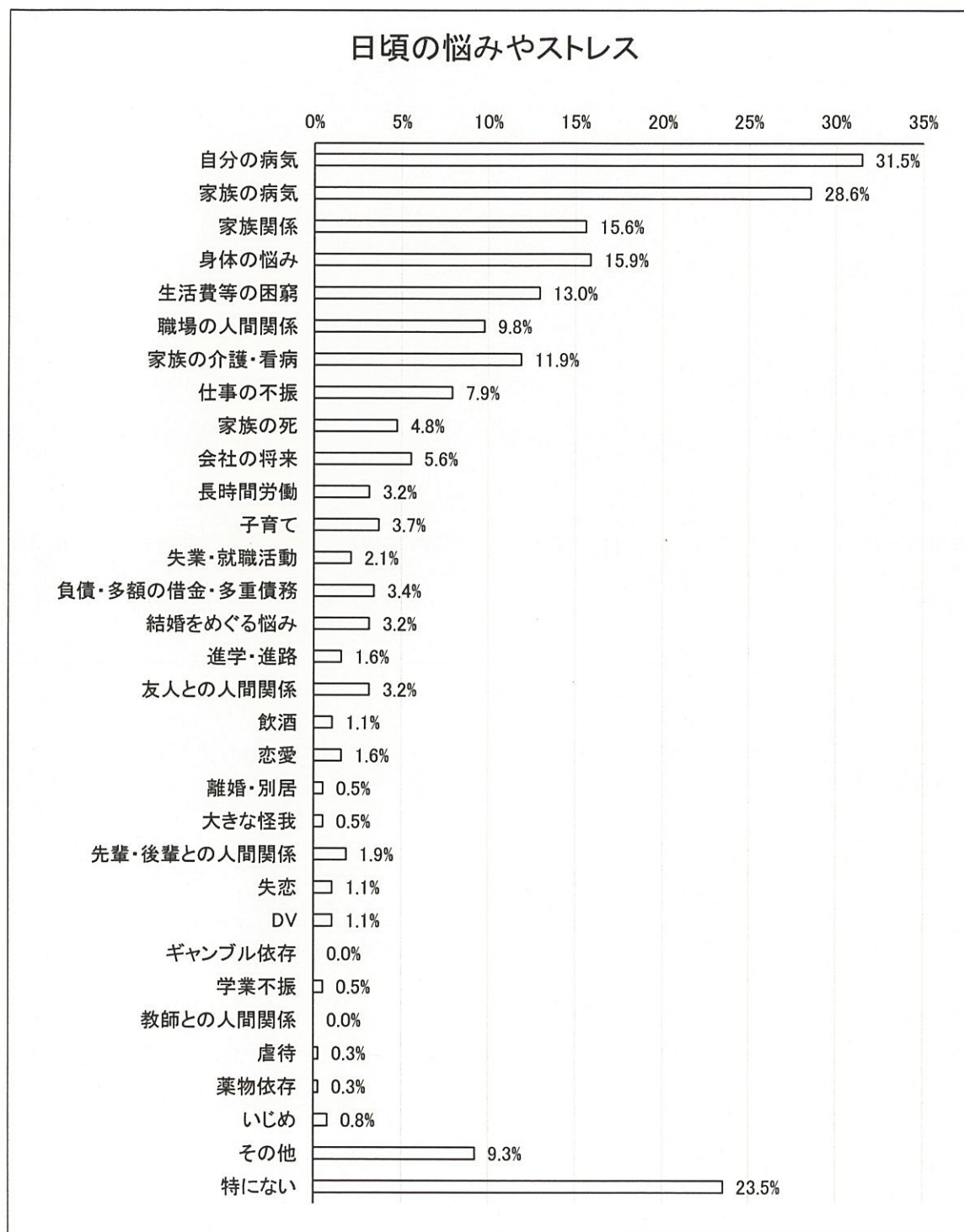
「ある程度余裕がある」が32.4%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が32.9%、「あまり余裕がない」が22.5%などとなっています。

問 現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても不幸せ(0点)」から「とても幸せ(10点)」の間で表すと、何点だと思いますか。数字に○を付けてください。(○は1つ)



「8点」が27.2%と最も多く、次いで「7点」が16.9%、「5点」が13.8%などとなっています。

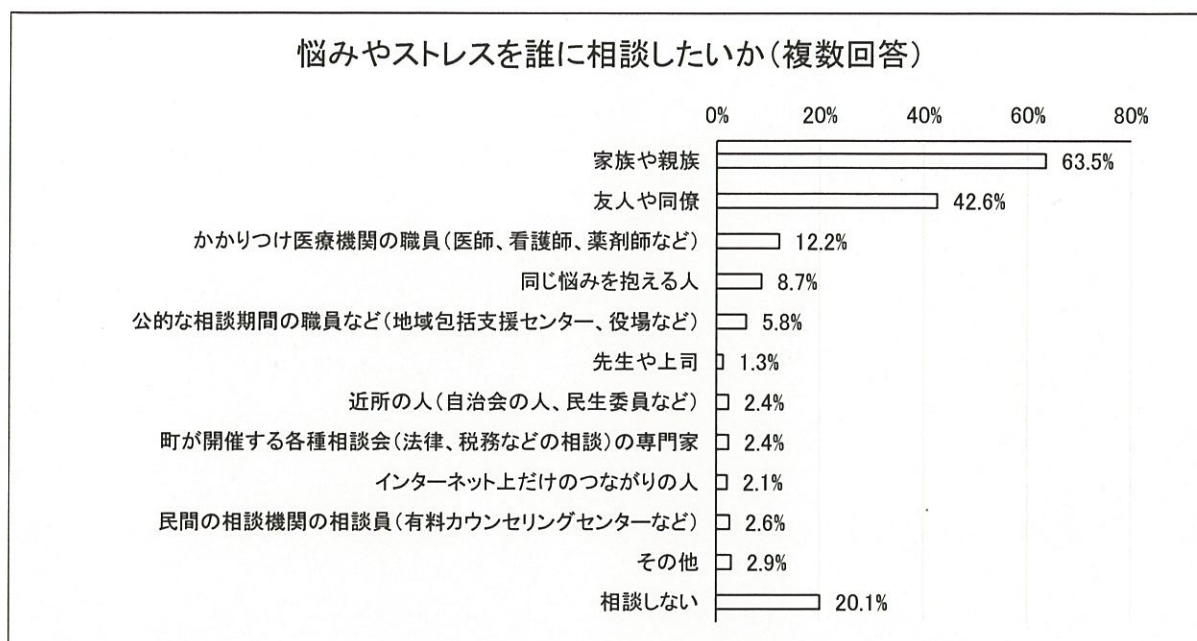
問 あなたが日頃、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることは、次のうちどれですか。
(○はいくつでも)



「自分の病気」が31.5%と最も多く、次いで「家族の病気」が28.6%、「身体の悩み」が15.9%、「家族関係」が15.6%などとなっています。また、「特にない」が23.5%となっています。

問 あなたは悩みやストレスを感じた時に、どなたに相談したいと思いますか。

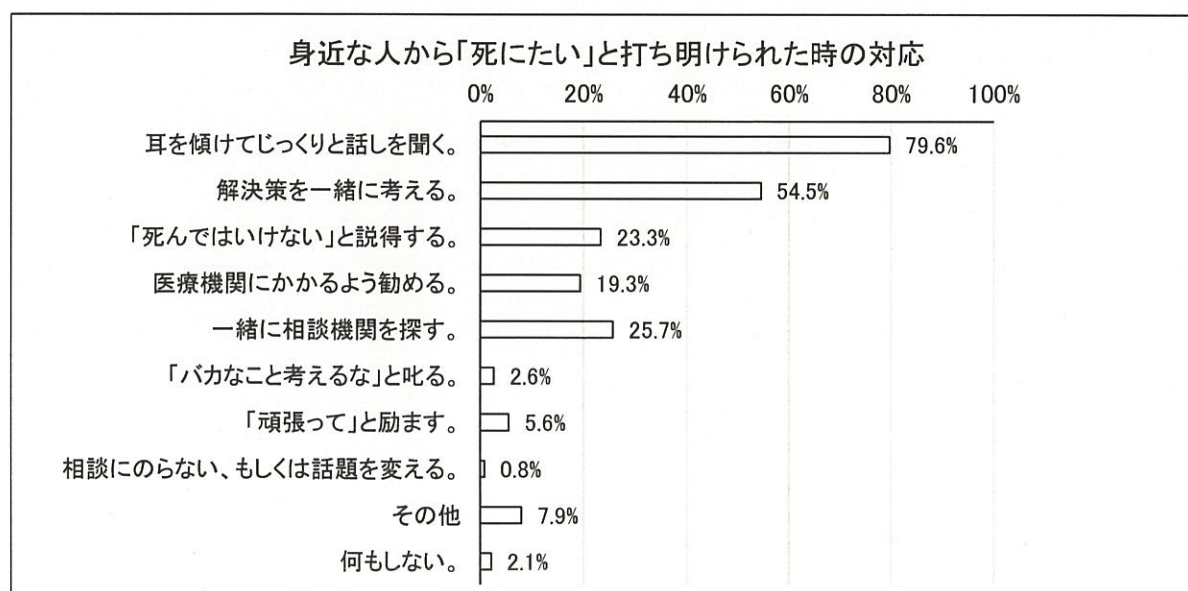
(○はいくつでも)



「家族や親族」が63.5%と最も多く、次いで「友人や同僚」が42.6%、「かかりつけの医療機関の職員(医師、看護師、薬剤師など)」が12.2%などとなっています。

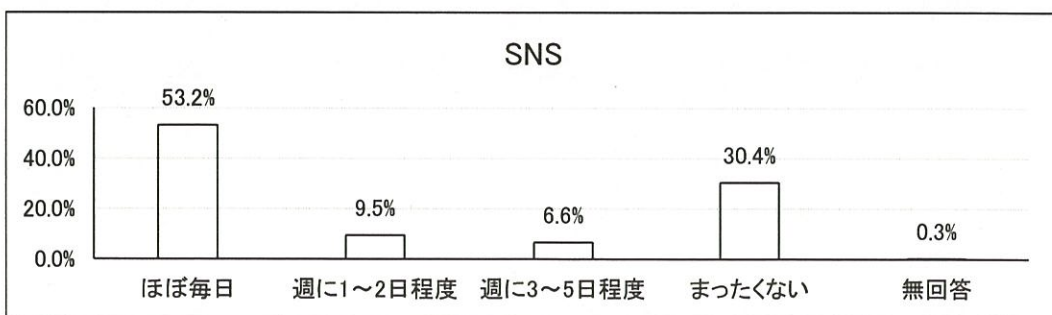
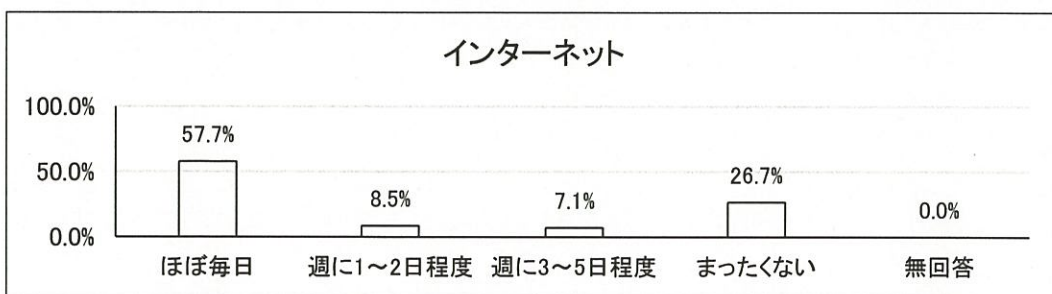
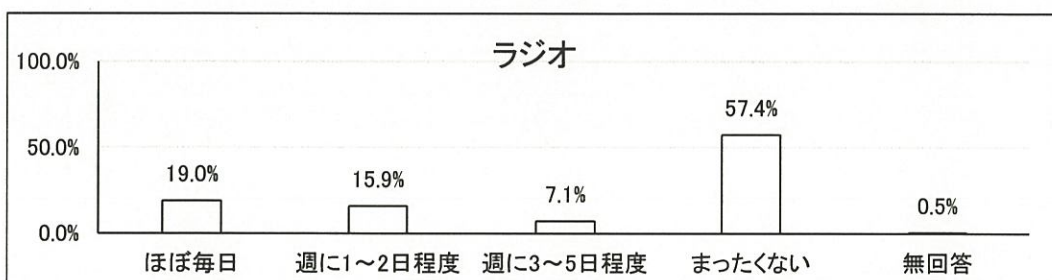
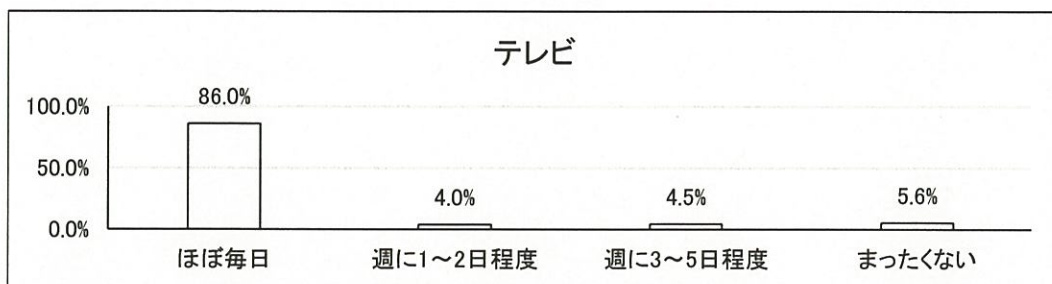
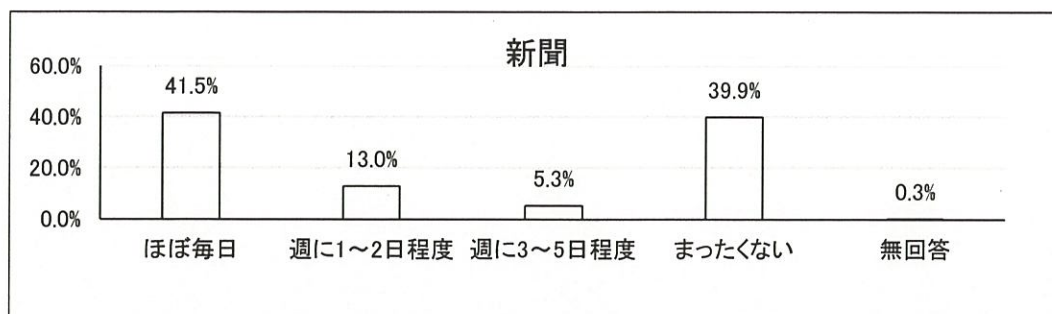
問 もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどのように対応しますか。

(○はいくつでも)



「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が79.6%と最も多く、次いで「解決策を一緒に考える」が54.5%、「一緒に相談機関を探す」が25.7%などとなっています。

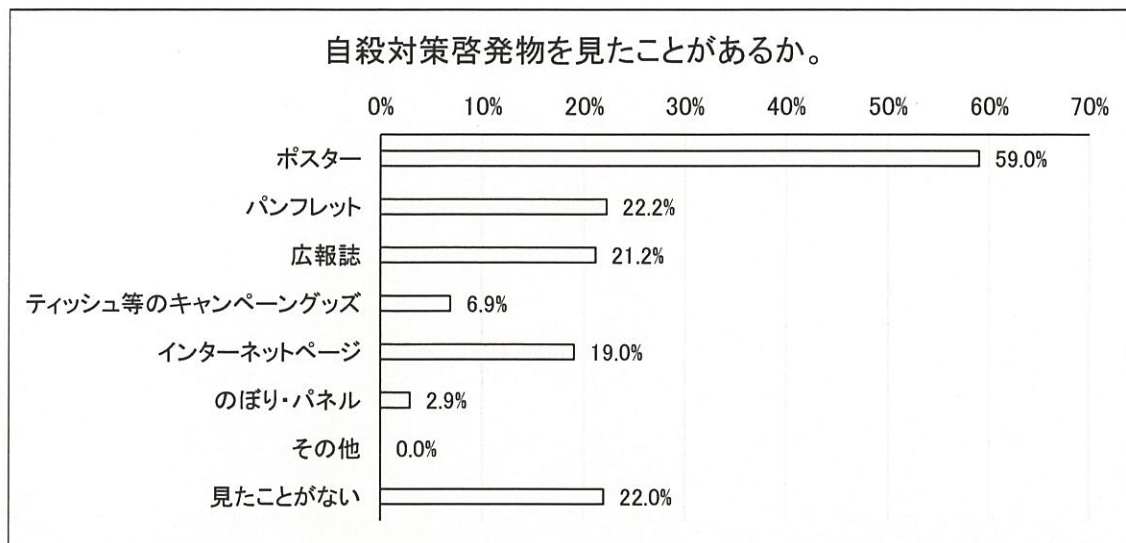
問 メディアの接触頻度について質問します。(あてはまるもの1つに○)



ほぼ毎日接触しているメディアは、テレビが 86.0%、インターネットが 57.7%、SNS が 53.2%、新聞が 41.5%となっています。

問 あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか。

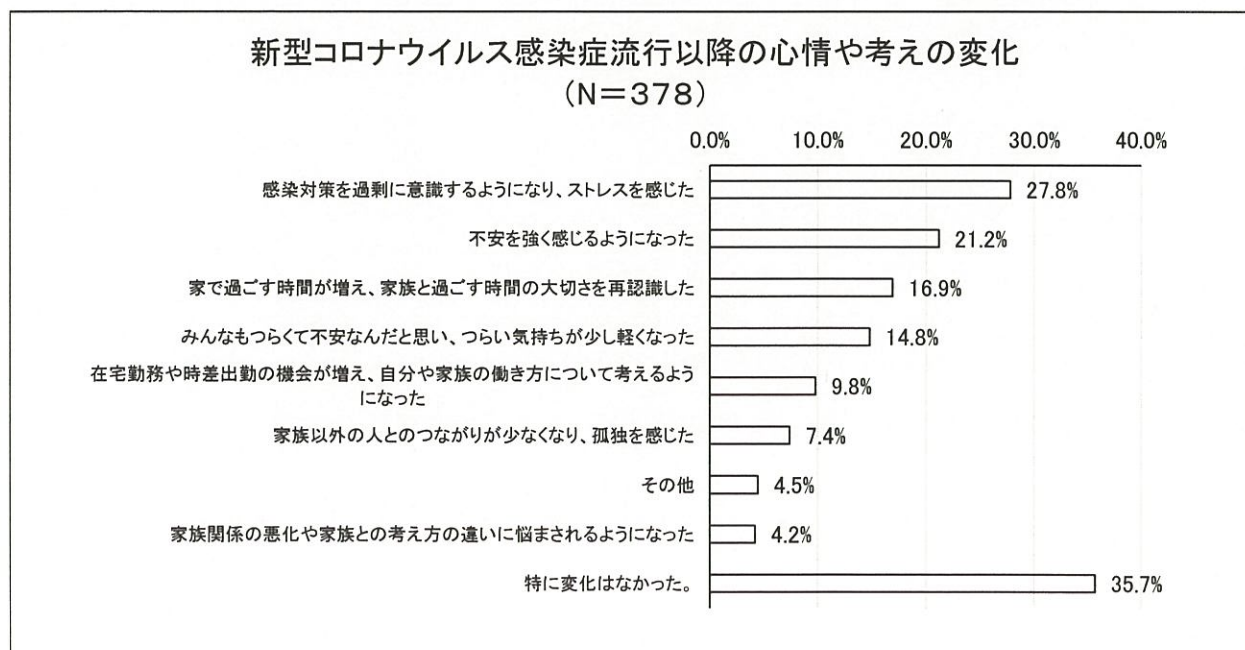
(○はいいくつでも)



「ポスター」が59.0%と最も多く、次いで「パンフレット」が22.2%、「広報誌」が21.2%などとなっています。また、「見たことはない」が22.0%となっています。

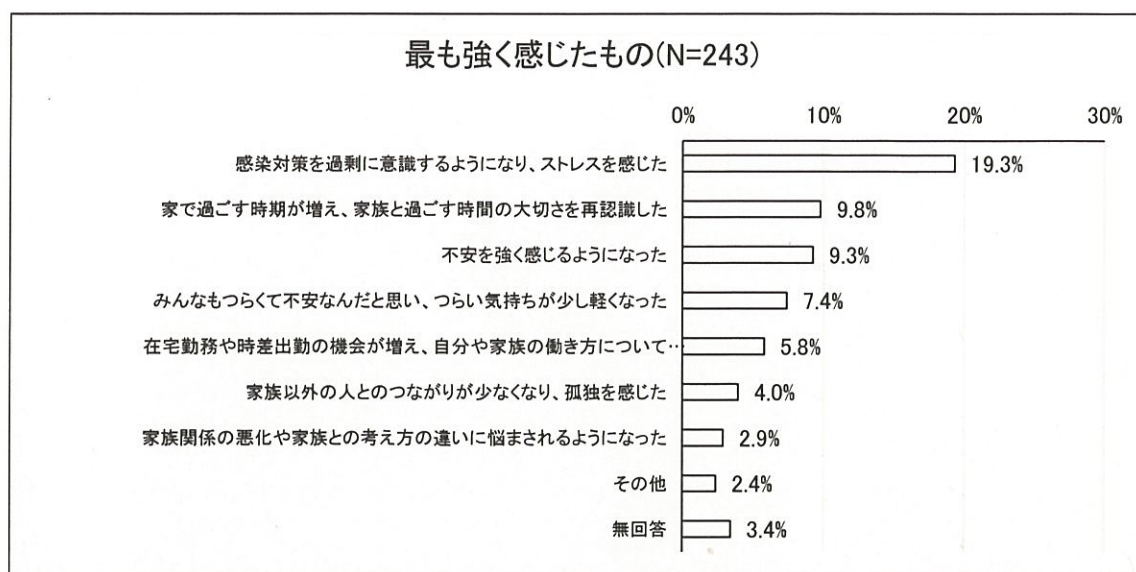
問 新型コロナウイルス感染症流行以降、あなたの心情や考えに変化がありましたか。

(あてはまるものに○)



新型コロナウイルス感染症流行以降の心情や考えの変化は、「特に変化はなかった」が35.7%、「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」が21.2%、「家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを再認識した」が16.9%となっています。

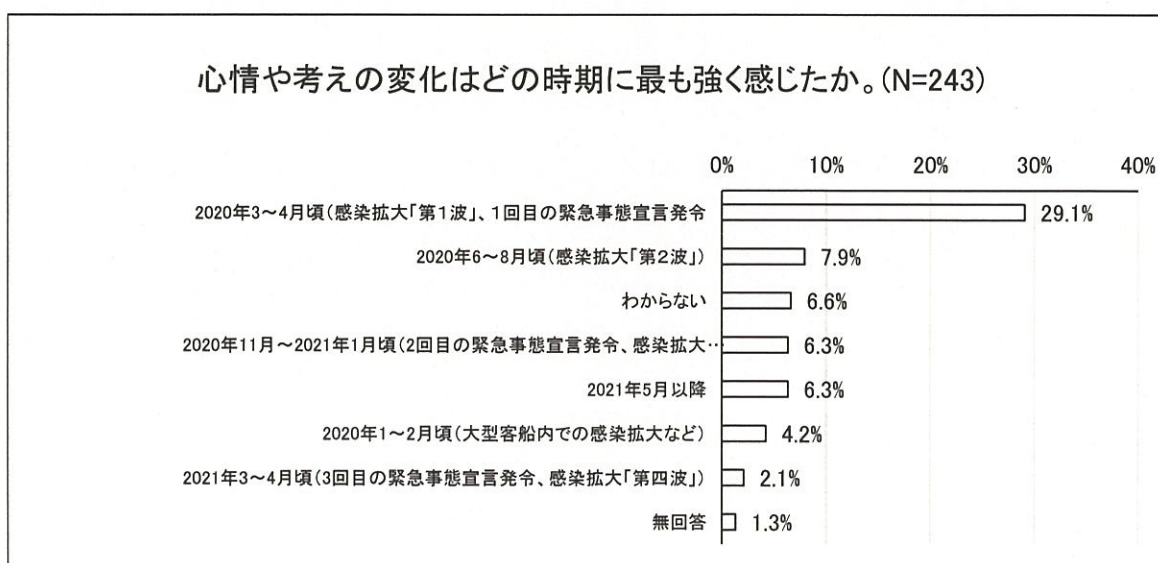
問 新型コロナウイルス感染症流行以降最も強く感じたものは何ですか。(1つに○)



新型コロナウイルス感染症流行以降の心情や考えの変化について最も強く感じたものは、「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」が19.3%で最も多く。次いで「家で過ごす時間が増え、家族と過ごす時間の大切さを感じた」が9.8%、「不安を感じるようになった」が9.3%となっています。

問 「最もあてはまる」とあなたの心情や考えの変化は、どの時期に最も強く感じましたか。

(1つに○)

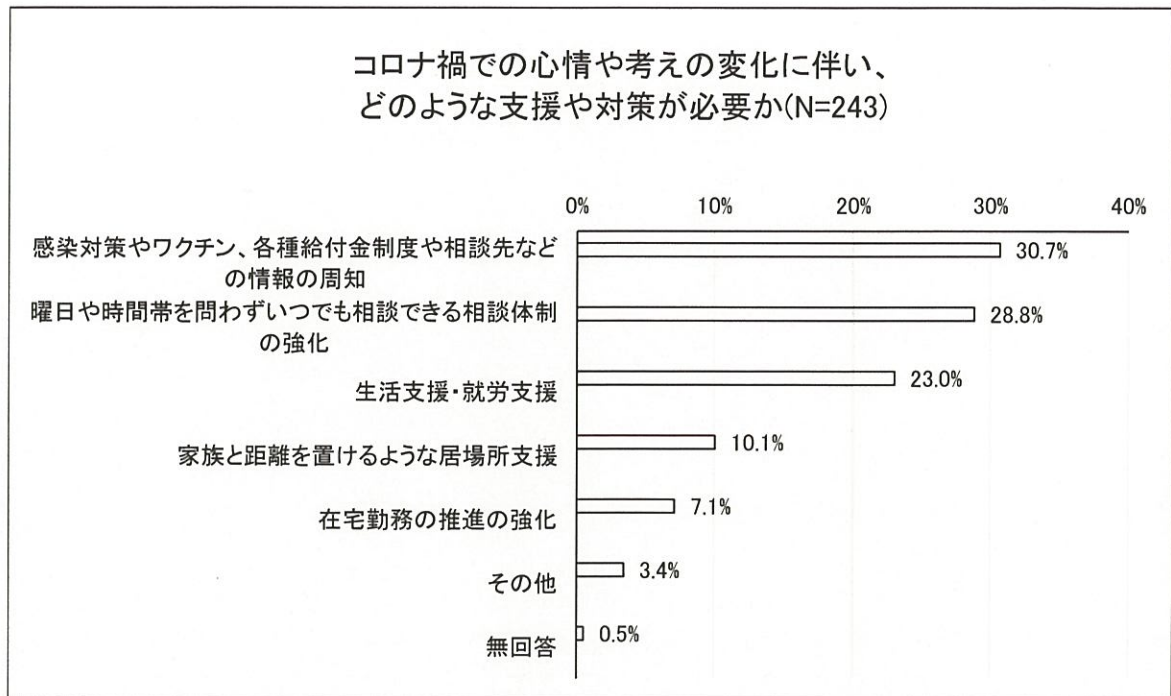


心情や考えの変化は、「2020年3～4月頃(感染拡大「第1波」、1回目の緊急事態宣言発令)」が29.1%、「2020年6～8月頃(感染拡大「第2波」)」が7.9%、「2020年11月～2021年1月頃(2回目の緊急事態宣言発令、感染拡大「第三波」)」が6.3%となっています。

また、「わからない」が6.6%となっています。

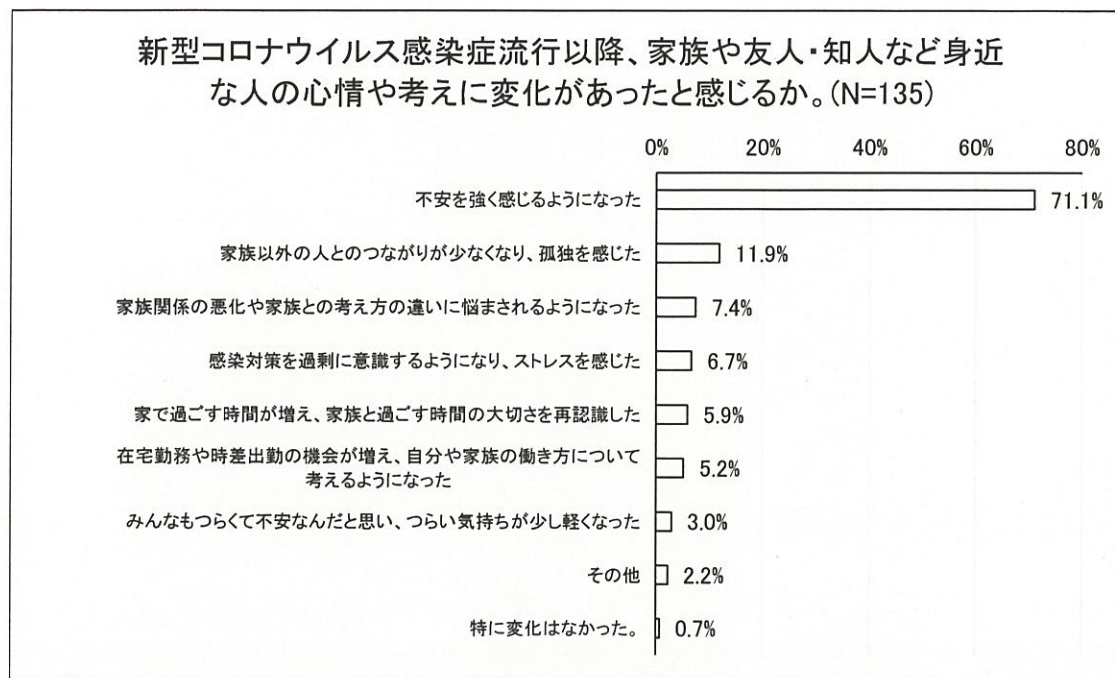
問 コロナ禍での心情や考えの変化に伴い、どのような支援や対策が必要だと思いますか。

(いくつでも○)



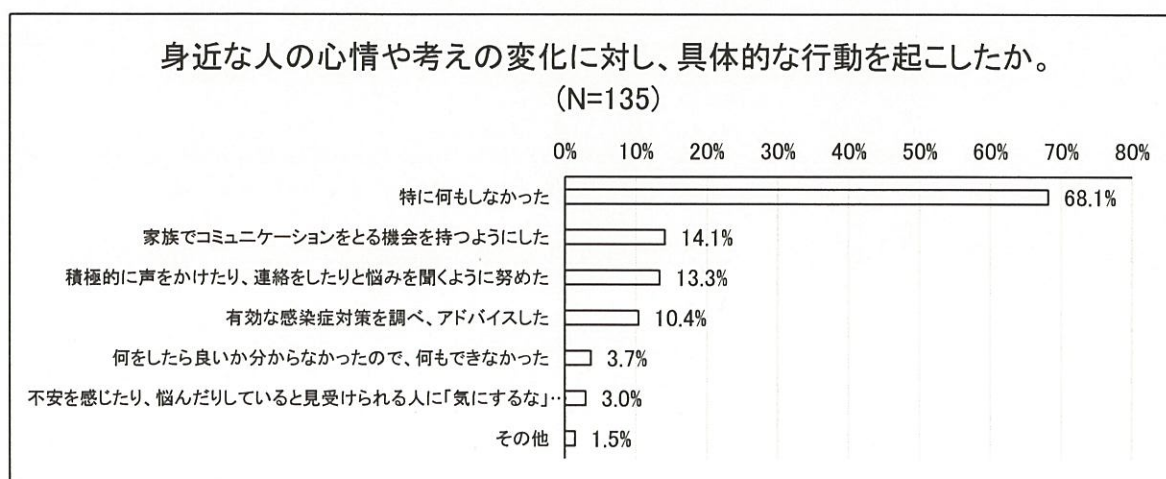
コロナ禍での心情や考えの変化に伴い、必要な支援や対策は、「感染対策やワクチン、各種給付金制度や相談先などの情報の周知」が 30.7%、「曜日や時間帯を問わずいつでも相談できる相談体制の強化」が 28.8%、「生活支援・就労支援」が 23.0%となっています。

問 新型コロナウイルス感染症流行以降、あなたの家族や友人・知人など、身近な人の心情や考えに変化があったと感じますか。(いくつでも○)



新型コロナウイルス感染症流行以降、あなたの家族や友人・知人などの心情や考えの変化では、「不安を強く感じるようになった」71.1%。「家族以外の人とのつながりが少なくなり、孤独を感じた」11.9%、「家族以外の人とのつながりが少なくなり、孤独を感じたようだ」11.9%、「家族関係の悪化や家族との考え方の違いに悩まされるようになった」7.4%となっています。

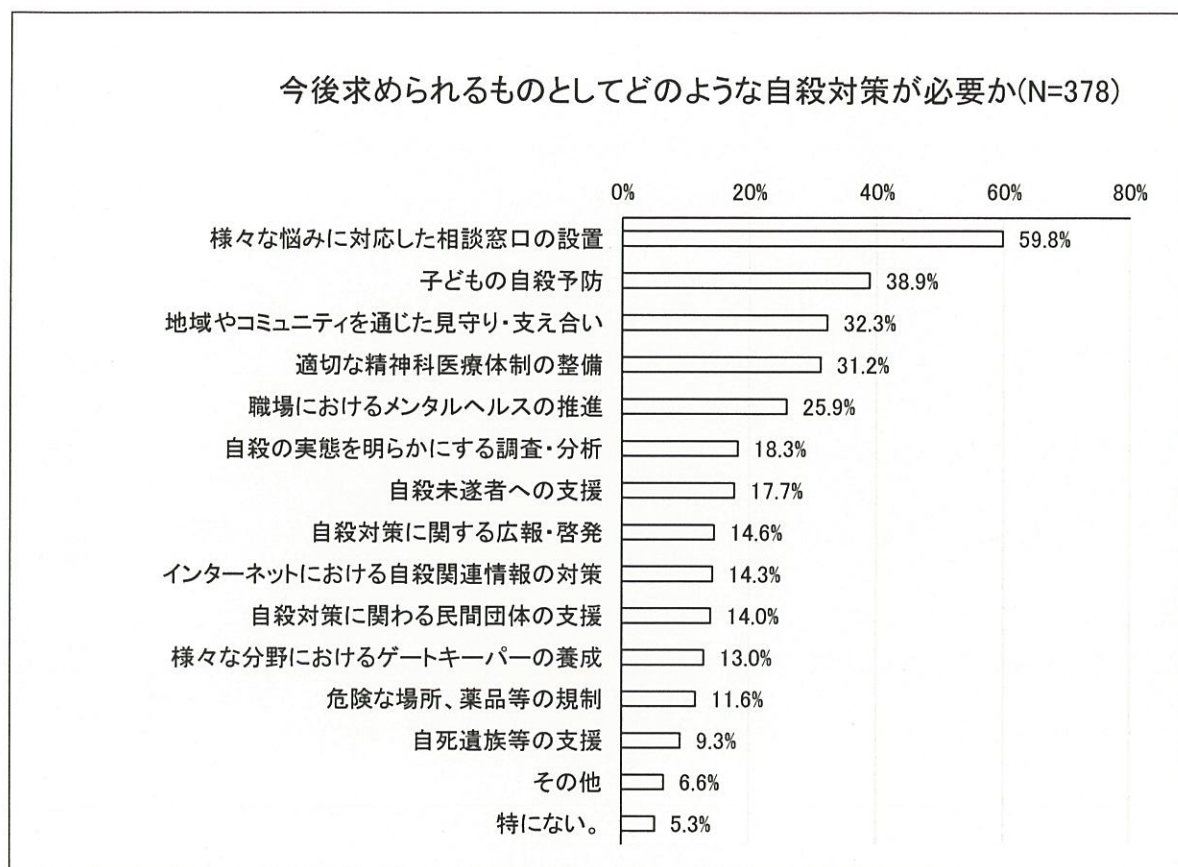
問 身近な人の心情や考えの変化に対し、具体的な行動を起こしましたか。(いくつでも○)



「特に何もしなかった」68.1%。「家族でコミュニケーションをとる機会をもつようにした」14.1%、「積極的に声をかけたり、連絡をしたりと悩みを聞くように努めた」13.3%となっています。

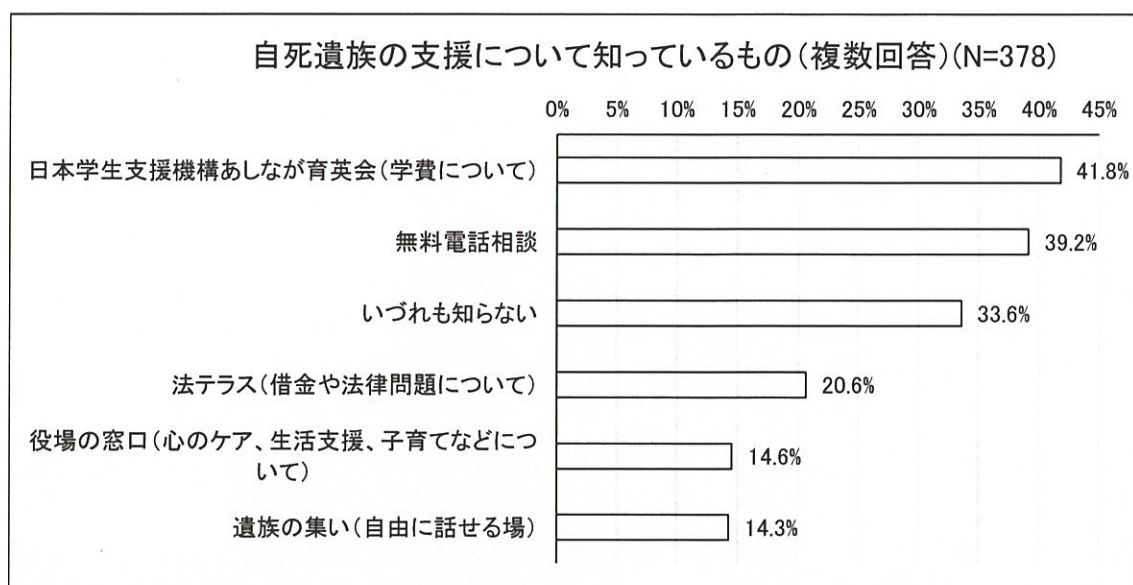
問 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要だと思いますか。

(〇はいくつでも)



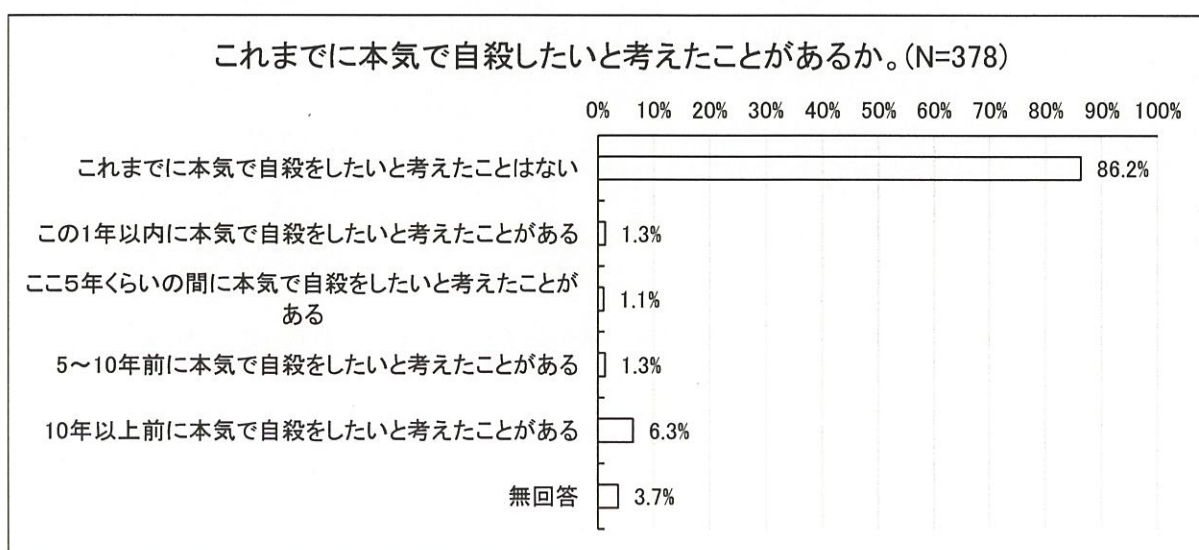
「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が59.8%と最も多く、次いで「子どもの自殺予防」が38.9%、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が32.3%などとなっています。

問 自死遺族の支援について、知っているものがありますか。 (○はいいくつでも)



「日本学生支援機構・あしなが育英会(学費について)」が41.8 %と最も多く、次いで「無料電話相談」が39.2%、「法テラス」が20.6%などとなっています。また、「いずれも知らない」が33.9%となっています。

問 あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。 (○は1つ)



「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」が86.2%と最も多く、次いで「10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」が6.3%、「この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある」が1.3%などとなっています。

3. 自殺対策の課題と方向性

統計データやアンケート調査結果等を踏まえた当町の自殺対策の課題と方向性は以下の通りです。

① 自殺に至るまでのケアの充実

当町では、真鶴町に住所を有していた自殺者数は2018年（平成30年）から2022年（令和4年）までの5年間で3人となっており、自殺者数は少ない傾向にあります。しかし、アンケート調査における“あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか”をみると、10.0%の人が本気で自殺をしたいと考えたことがあると答えています。

自殺者数は少ない一方で、潜在的に自殺を考えたことがある人がいることから、自殺の直接的な原因とならなくても、自殺につながる可能性がある要因をケアする体制を構築していくことが必要であると考えられます。

② 自殺に対する正しい知識の定着

アンケート調査の“もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどのように対応しますか”を見ると、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が最も多くなっており、「バカなことは考えるなと叱る」が最も少なくなっています。ここから、町民の中に自殺を何とかしたいという思いがあることがわかります。一方で、“あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか”を見ると、「ポスター」が最も多くなっていますが、2番目が「パンフレット」となっています。

ここから、自殺対策に対する知識が町民の中で定着していけば、町一体となった自殺対策を推進していくことができると考えられます。

③ 求められる自殺対策の推進

“今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要だと思いますか”を見ると、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」「子どもの自殺予防」「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」の3点が上位を占めています。

自殺につながる可能性のある要因のケア、自殺に対する正しい知識の定着に加え、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」「子どもの自殺予防」「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」の3点を重点的に推進していくことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

国の自殺総合対策大綱においては、「いのち支える自殺対策」を理念とし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

真鶴町においては、自殺者数は少ない状況にありますが、一人も自殺に追い込まれることのない社会を実現することが必要です。

以上のような考えから、真鶴町における自殺対策計画の基本理念を以下のものとして、自殺対策を推進していきます。

「誰も自殺に追い込まれることのない真鶴町の実現」

2. 計画の数値目標

基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない真鶴町の実現」を目指すうえで数値目標を設定し、自殺対策に関する施策の効果を検証していく必要があります。

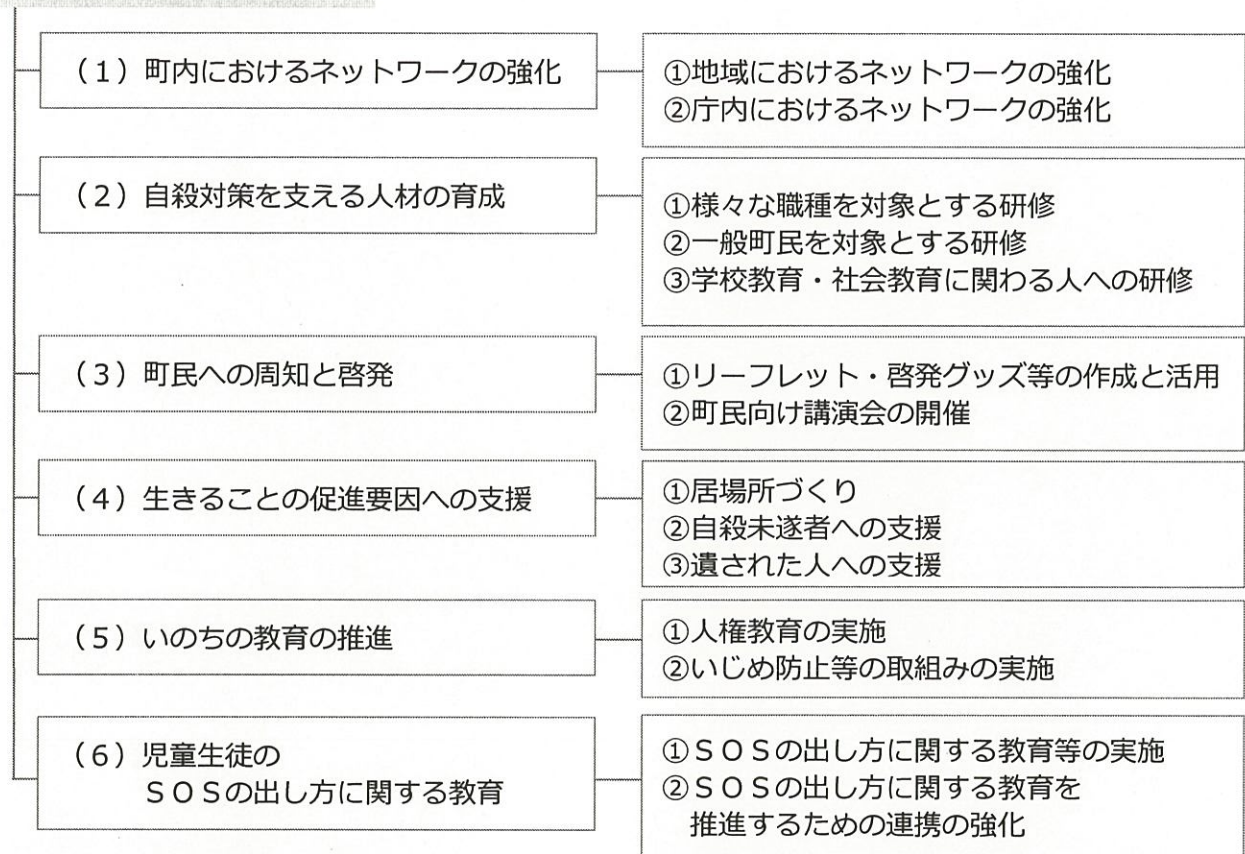
国では「2026年（令和8年）までに自殺死亡률을2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させる」、県では「自殺死亡률（人口動態統計）を2018年（平成28年数値）の14.6から10年間で30%以上減少させ、2026年（令和8年数値）に10.2以下にする」を目標としています。

真鶴町においては、自殺者数が少ない状況にあるため、自殺者数0人を目標に設定し、自殺対策を推進していきます。

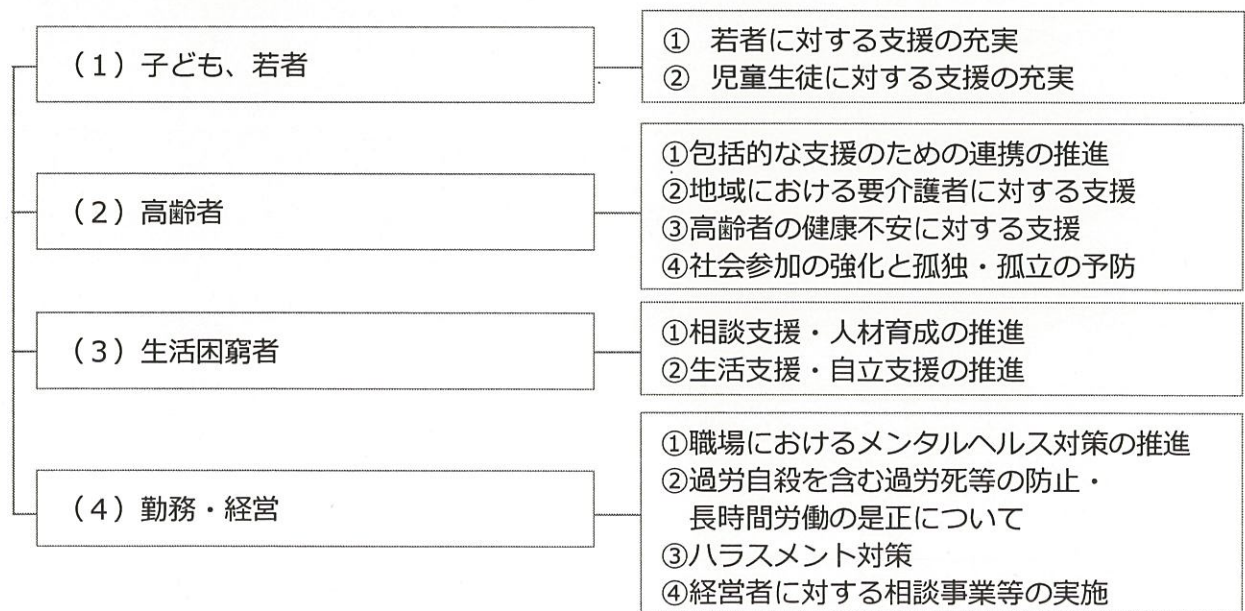
**2024年（令和6年）から2028年（令和10年）までの
5年間の自殺者数を0人にします**

3. 施策の体系

1. 基本施策



2. 重点施策



3. 生きる支援関連施策

- | |
|---|
| ①自殺を未然に防ぐ取組みの実施
②早期に自殺リスクを把握する取組みの実施 |
|---|

第4章 自殺対策の取組み

1. 基本施策

(1) 町内におけるネットワークの強化

自殺対策を効果的に推進していくためには、様々な主体が積極的に自殺対策に参加し、総合的に自殺対策を推進していくことが必要不可欠です。そのためには、町、関係団体、町民等、様々な主体の役割を明確化し、地域や自殺対策の現場で連携できるような環境を整備していくことが重要となります。

地域におけるネットワークを強化するとともに、庁内における連携も強化することで、効果的な自殺対策を推進していきます。

①地域におけるネットワークの強化

施策の方向	内容
地域における見守り活動や 支え合い活動の推進	民生委員児童委員を中心に、自治会や地域の関係機関と連携し、地域における見守り活動や支え合い活動を充実します。
様々な機会を活用した 地域におけるネットワーク の強化	防災訓練や地域におけるイベントを支援することを通じて、地域におけるネットワークの強化を図ります。
様々な団体との ネットワークの強化	商工会、農業協同組合、漁業協同組合、石材協同組合、社会福祉協議会等の様々な団体との連携を強化し、自殺対策に取り組みます。

②庁内におけるネットワークの強化

施策の方向	内容
各種個別・分野別計画に おける自殺対策施策の 位置づけ	地域福祉計画や高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の各種個別・分野別計画に自殺対策に関する施策を位置づけます。
庁内連携の強化	健康長寿課を中心として、自殺リスクに関わる問題や事例について庁内での情報共有を行い、自殺対策に関する庁内の連携強化を図ります。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進していくためには、自殺に対する正しい理解や適切な対応ができる人材を育成していくことが必要です。そのためには、町民や町職員、関係機関等の様々な主体を対象とした自殺対策に関する研修や講座を充実させていくことが重要です。

町内の様々な主体を対象としたゲートキーパー養成講座等をはじめとする様々な講座や研修を充実させることで、自殺対策を担う人材を育成していきます。

① 様々な職種を対象とする研修

施策の方向	内容
町職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	町職員を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、自殺に対する正しい理解や適切な対応ができる職員を養成して自殺対策につなげます。
様々な職種を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	高齢者福祉や児童福祉等、様々な福祉に関わる職種をはじめとした、町民と接する機会がある職種を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、自殺に対する正しい理解や適切な対応ができるようにします。
ゲートキーパー養成講座の周知・啓発	庁内業務と関連する職種のゲートキーパー養成講座受講を促進するため、庁内業務と関連する職種に対して、ゲートキーパー養成講座に対する周知・啓発を行います。
町職員への支援	町職員に対するメンタルヘルス対策やストレスチェック等を充実させることで、支援を行う主体となる町職員の心身のサポートを行います。

② 一般町民を対象とする研修

施策の方向	内容
町民を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	町民向けゲートキーパー養成講座を開催し、町民の自殺に対する対処方法や正しい理解を深めます。

③ 学校教育・社会教育に関わる人への研修

施策の方向	内容
教員・保育士等を対象としたゲートキーパー養成講座の開催	教員や保育士等、学校教育・社会教育に関わる人を対象としたゲートキーパー養成講座を開催することで、教育現場における適切な対処ができるようにします。

(3) 町民への周知と啓発

町民が自殺に関する正しい理解を深めるためには、真鶴町の地域特性に合った周知と啓発が必要です。

国や県の自殺対策リーフレットや啓発グッズを配布するだけでなく、町独自のリーフレットやQRコード等を活用し、周知方法の工夫を行います。また、イベントや相談等様々な機会に関係機関と連携した周知と啓発を行います。

①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

施策の方向	内容
自殺対策に関するリーフレット・啓発グッズの作成	自殺対策に関するリーフレット・啓発グッズを作成します。
リーフレット・啓発グッズの配布	町や国、県で作成したリーフレット・啓発グッズを学校や商工会等と連携し配布します。また、町内のイベントや相談等様々な機会を活用して配布します。
リーフレット・啓発グッズの配置	町の情報公開コーナーや窓口等に自殺対策に関するリーフレット・啓発グッズを配置します。また、公共施設や町内の博物館や図書館等の様々な施設にもリーフレット・啓発グッズを配置します。公共施設や町内事業者のトイレや通用口等の目に留まりやすい箇所へQRコード等の表示を行います。
自殺対策に関する情報の発信	町ホームページや広報紙等を通じて、自殺対策に関する情報を発信します。また、自殺予防週間、自殺対策強化月間において、自殺対策に関する情報発信を庁内関係各課と連携して行います。

②町民向け講演会の開催

施策の方向	内容
自殺対策に関する研修会やイベントの充実	自殺に対して正しい理解を得られるような研修会やイベントを実施します。また、現在行っている講演会や講座等においても自殺対策に関するテーマを取り上げることで、町民が自殺対策について学ぶことができる機会を充実します。さらに、イベントでのブースの設置等、これまでのあらゆる事業に自殺対策の視点を取り入れます。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策を進めるうえで、生きることを阻害する要因を減らすだけではなく、生きることを促進する要因を増やしていくことも重要です。

孤立しがちな高齢者や子育て世帯が気軽に悩みを話することができる居場所づくりや、自殺リスクの高い自殺未遂者、さらには自死遺族への支援等を通じて、生きることの促進要因を増やしていきます。

①居場所づくり

施策の方向	内容
気軽に交流できる機会の充実	高齢者や子育て世代等の様々な世代が日ごろの悩みを相談できる地域サロン等の居場所を充実させます。

②自殺未遂者への支援

施策の方向	内容
自殺未遂者への支援の充実	近隣市町村と連携し、消防職員への自殺未遂者への対応や支援についての研修を行います。

③遺された人への支援

施策の方向	内容
遺された人への支援の充実	自死遺族に対して、専門の相談機関や相談窓口の紹介を行います。

(5) いのちの教育の推進

幼児期から、いのちの大切さについて学ぶ機会を増やすことは、自殺対策の根幹であるといえます。また、いじめを未然に防ぐとともに、いじめが生じた際に適切な対応をとることができる体制を整備していくことは子どもの自殺対策を推進するうえで重要です。

いのちの大切さを学ぶ人権教育を推進するとともに、いじめ防止等に係る様々な取組みを推進していきます。

①人権教育の実施

施策の方向	内容
いのちの授業の実施	「全ての幼児・児童・生徒に、自他のいのちを大切にする心を育む。」ことを目標として、町内の幼稚園及び小・中学校において、いのちを大切にする心を育む「いのちの授業」を実施します。

②いじめ防止等の取組みの実施

施策の方向	内容
いじめに対する組織的な対応	真鶴町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題に対する組織的な対応を実施します。いじめと疑わしい事案が生じた際は、必要なメンバーにおいて対策会議を開催し、いじめ対策に取り組みます。
いじめを未然に防止する取組みの推進	児童生徒を対象としたいじめに関するアンケート調査の実施や教育相談等を通じて、いじめの未然防止を図ります。
いじめ対策部会の開催	「まなづるっ子サポート連絡会議（いじめ対策部会）」を開催し、真鶴町いじめ防止基本方針についての周知と検討、各学校におけるいじめ問題の事案についての情報交換及び対応への協議を行います。
インターネット上のいじめに対する対応の実施	インターネット上のいじめに対する保護者への啓発や児童生徒、保護者を対象にしたリテラシー教育を実施します。また、「スマホ等によるいじめ防止方針」や「みんなで守ろう携帯・スマホ・ゲーム機等の きまり」の啓発を行います。

(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が悩みや困難に直面した際に、一人で悩むのではなく、SOSを出すことができるような教育を推進することは、児童生徒の自死を防ぐために重要です。SOSの出し方教育を推進するだけでなく、自らも周囲の相談役となり、適切な支援につなげることができるように、こころの健康や自殺に対する正しい理解に関する教育を推進していくことも必要です。

学校と連携し、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、自殺に対する正しい理解に関する教育を推進することで、児童生徒の自死を防ぎます。

① SOSの出し方に関する教育等の実施

施策の方向	内容
SOSの出し方に関する教育の実施	悩みや困難に直面した際の対応能力を高めるために、学校と連携しながらSOSの出し方に関する教育を実施します。
SOSを受けた側に関する教育の実施	友人等から悩み等を伝えられた時の適確な対応についての教育を実施します。
自殺に対する正しい理解の促進	児童生徒を対象としたゲートキーパー養成講座の実施やこころの健康に関する教育を実施することで、自殺に対する正しい理解を深め、人権教育を促進します。

② SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

施策の方向	内容
関係機関との連携の強化	教育委員会や学校との連携強化や、まなづるっ子サポート連絡会議における情報共有等を通じて、SOSの出し方に関する教育を推進していきます。

2. 重点施策

(1) 子ども・若者

① 若者に対する支援の充実

施策の方向	内容
産前産後をはじめとする子育て世帯への支援	健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、心身の悩みを把握し、適切な支援につなげます。また、保健師等と連携し、子育ての悩み相談等を通じた支援も行います。
自らが相談相手となれる若者の育成	青少年を対象としていじめ防止や命の大切さをテーマとした人権講演会を開催するとともに、青少年問題協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、自らが相談相手となれる若者の育成を図ります。

② 児童生徒に対する支援の充実

施策の方向	内容
児童生徒の悩みに対応した支援	相談事業の充実やスクールカウンセラー等の専門職の配置等を通じて、児童生徒の悩みを把握し、適切な支援を行います。また、不登校訪問相談事業を通じて、不登校児童生徒への対応も適切に行います。
経済的な支援の充実	経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品の購入等、教育費の一部を援助します。また、奨学金制度等の様々な支援制度についての情報提供を行います。

(2) 高齢者

高齢者は閉じこもりや引きこもり、抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいため、自殺リスクを抱えやすい傾向にあります。また、高齢者特有の課題を抱えていることも多いため、多様な背景や価値観等に配慮した自殺防止又は予防支援が重要となります。

高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムと連動した支援施策の充実を基本としながら、高齢者が抱える課題に応じた支援を充実させていきます。

① 包括的な支援のための連携の推進

施策の方向	内容
地域における課題の共有	地域ケア会議等において、地域における高齢者の課題を共有し、自殺リスクの把握及び適切な支援へとつなげます。また、生活支援コーディネーターを養成し、課題の共有及び解決へとつなげます。
地域包括支援センターにおける相談事業を通じた支援	地域包括支援センターの相談事業を通じて、高齢者の悩みや自殺リスクを把握し、適切な支援へとつなげます。
地域における見守り体制の強化	配食サービスやひとりぐらし高齢者等緊急通報装置貸与事業等を通じた見守りや、医師・歯科医師・薬剤師・民生委員児童委員を中心に、自治会や老人クラブ、新聞・ガス・水道事業所等と連携した見守り活動を行い、自殺リスクにつながる課題を早期に発見します。

②地域における要介護者に対する支援

施策の方向	内容
介護支援専門員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	介護支援専門員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施することで、介護支援専門員が自殺リスクに対して適切な支援ができるようにします。

③高齢者の健康不安に対する支援

施策の方向	内容
健康診査等の各種検診を通じた支援	健康診査等をはじめとする各種検診を通じて自殺リスクを把握し、庁内の関係各課で情報共有を図ることで、適切な支援へとつなげます。

④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

施策の方向	内容
地域サロン活動の充実	地域サロン活動の支援を通じて、高齢者の社会参加を促進します。

(3) 生活困窮者

生活困窮者は、虐待や性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、障がい等、様々な問題を抱えていることが多く、自殺リスクが高いと考えられます。そのため、様々な要因に対応した包括的な支援が必要です。

一人ひとりの問題に対応した相談を通じた支援の充実、各種生活困窮を支援する制度と連携しながら、生活困窮者の自殺防止及び予防対策を推進します。

①相談支援・人材育成の推進

施策の方向	内容
関係機関と連携した相談事業の実施	保健・福祉・医療等の様々な関係機関と連携しながら、個に応じた相談を行い、適切な支援につなげます。
業務を通じた自殺リスクの把握	生活困窮者と接する窓口業務等を通じて、自殺リスクの高い住民を把握し、適切な支援へとつなげます。
相談機関・関係機関職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	生活困窮に関わる相談機関や関係機関の職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施し、適切な支援を行える人材を育成します。

②生活支援・自立支援の推進

施策の方向	内容
生活支援・自立支援の推進	生活困窮に関する相談等を通じて、町や社会福祉協議会、県が実施している生活支援・自立支援制度についての情報提供を行い、適切な支援へとつなげます。

(4) 勤務・経営

有職者の自殺率は無職者に比べて低い状況にありますが、自殺者の4割程度は有職者です。職場でのメンタルヘルスや過労死等、勤務・経営における自殺につながる要因は様々であるため、勤労者と経営者の両方の視点を踏まえた対策が必要です。また、勤務環境や労働環境の多様化に対応した対策も求められています。

職場におけるメンタルヘルスやハラスメント、長時間労働等、勤務・経営に関わる様々な支援を、国の働き方改革の諸施策と連携しながら推進していきます。

①職場におけるメンタルヘルス対策の推進

施策の方向	内容
メンタルヘルス対策の推進	商工会等と連携し、町内の事業所に対して、県で実施するストレスチェックの周知や、ストレスチェックの活用方法等について周知・啓発します。また、メンタルヘルスに対する経営者向けセミナーや研修会を実施します。

②過労自殺を含む過労死等の防止・長時間労働の是正について

施策の方向	内容
過労死や長時間労働是正に関する周知・啓発の実施	11月の過労死等防止啓発月間等を活用し、過労死や長時間労働是正に関する情報提供やイベントを開催して、周知・啓発を行います。
長時間労働是正に関する情報提供の実施	商工会等と連携し、長時間労働是正に関する好事例の情報を町内企業に提供します。
長時間労働や過労死に関する経営者セミナーの実施	商工会と連携し、経営者を対象とした長時間労働や過労死に関するセミナーを実施します。
町役場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	町役場において、長時間労働是正等を人事担当課が率先して行い、ワーク・ライフ・バランスを推進するモデルケースとなります。

③ ハラスメント対策

施策の方向	内容
ハラスメントに対する 情報提供の実施	商工会等と連携し、ハラスメントに当てはまる事例やハラスメント対策に関する情報を町内企業に提供します。
ハラスメントに関する セミナーの実施	商工会と連携し、経営者を対象としたハラスメントに関するセミナーを実施します。

④ 経営者に対する相談事業等の実施

施策の方向	内容
経営相談事業の実施	経営者を対象とした経営相談を商工会等と連携して実施します。また、中小企業再生支援協議会等、相談先の周知も行います。また、経営に対して不安のある経営者に対しては、様々な支援についての情報提供を行います。
自殺対策に関する視点を 踏まえたセミナーの実施	経営者を支援するセミナー等において、自殺対策の視点を取り入れます。

3. 生きる支援関連施策

基本施策及び重点施策に加えて、真鶴町では、様々な生きる支援に関する施策を実施していきます。

①自殺を未然に防ぐ取組みの実施

施策の方向	内容
業務を通じたパトロールの実施	御林や石丁場等の自殺現場となる可能性のある町内の箇所について、業務を通じてパトロールを行い、自殺念慮 [※] 者への声かけを行います。
関係機関と連携したパトロールの実施	商工会、農業協同組合、漁業協同組合、石材協同組合、社会福祉協議会等の様々な関係団体と連携したパトロールを実施します。
自殺を防止する環境の整備	学校における非常階段の施錠や見通しの悪い場所の整備等を通じて、自殺を防止する環境を整えます。

※自殺念慮：死にたいと思い自殺について思いを巡らすこと、自殺をほのめかす発言をすること。希死念慮や自殺願望ともいわれる。

②早期に自殺リスクを把握する取組みの実施

施策の方向	内容
健康診断等を通じた自殺リスクの把握	病院等と連携し、健康診断や問診等を通じて自殺リスクを把握して適切な支援へとつなげます。
相談先の普及啓発	困った際に相談できる機関や場所についての普及啓発を図ります。特に、転入者に対しては転入手続きの際に、困った時の相談先や町で行っている支援事業について情報提供を行います。
業務を通じた自殺リスクの把握	町職員が業務を通じて町民に接する際に、町民が抱える課題や自殺リスクについて把握し、庁内での情報共有を図ります。

第5章 自殺対策の推進体制

1. 自殺対策を推進する体制

(1) 庁内の連携

本計画の基本理念の実現に向け、庁内関係各課で自殺対策についての情報や認識を共有し、課を横断した連携体制を構築して、真鶴町の実情に応じた施策を推進します。

(2) 関係機関等との連携

本計画の基本理念の実現に向け、社会福祉協議会や保健所等、様々な主体との連携体制を構築して、それぞれの特性に応じた施策を推進します。また、町民や地域との連携を図り、自殺対策への関心と理解の促進を支援します。

2. 計画の評価・検証

計画の評価・検証にあたっては、PDCAサイクルを確立して施策の進捗状況を評価、検証、改善し、効率的・効果的な計画の推進を図ります。

真鶴町自殺対策計画

2019年（平成31年）3月策定

2024年（令和6年）3月改定

真鶴町 健康長寿課

神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1

TEL : 0465-68-1131 FAX : 0465-68-5119

mail : ken_kenkozoshin@town.manazuru.kanagawa.jp